



第3期 利根町子ども・子育て



支援事業計画

【概要版】

令和7年度～令和11年度

安心して子どもを産み健やかに子育てでき、
子どもが夢を持ち輝き続けられる環境づくり

令和7年3月

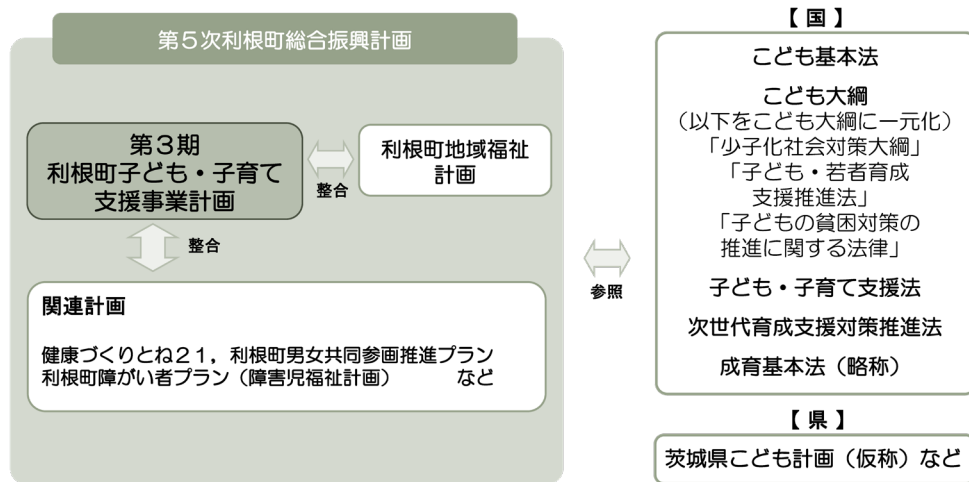
茨城県 利根町

基本理念

安心して子どもを産み健やかに子育てでき、
子どもが夢を持ち輝き続けられる環境づくり

計画の位置づけ

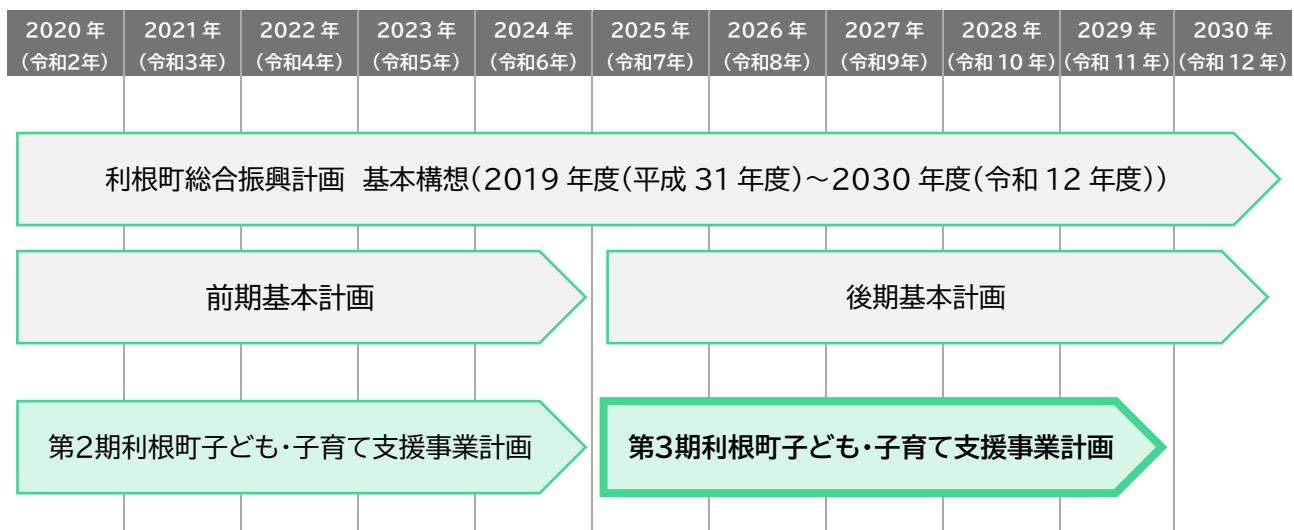
利根町子ども・子育て支援事業計画は、妊産婦、子育て家庭、子どもを切れ目なく支援するための計画です。



計画の期間

本計画の期間は、2025年度（令和7年度）を初年度として、2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

社会・経済情勢の変化や、本町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



計画の基本目標

1

子どもと子育て家庭 への支援充実

さまざまな子育て支援サービスとその情報提供の充実を図ります。また、不安や悩みに的確に対応できるよう、子育て家庭への支援を充実していきます。

2

親と子の健康の 確保と増進

妊娠・出産にはじまり、切れ目のない支援体制を整備します。保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

3

子どもの成長に資する 教育環境の整備

さまざまな学習の機会や人々との交流ができるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。さらに、英語教育などの先進的な教育を推進します。

4

安全な子育て環境の 整備

地域コミュニティの形成・強化や交通事故等の被害に遭うことのない安心安全な地域づくりの取組を推進していきます。また、子どもの遊び場や居場所の確保、情報提供を推進していきます。

5

仕事と生活の 調和の促進

仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、男女共同参画に関する啓発を推進します。また、意識啓発に取り組みます。

6

誰も取り残されない ための支援

さまざまな環境や状況に置かれている子どもや家庭への支援を充実していきます。また、教育・療育における適切な支援のほか、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、要保護児童の対策を推進します。

基本目標1 子どもと子育て家庭への支援充実

主要課題	相談と情報提供の充実	出産や子育てに対する精神的な不安を和らげるため、必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。
	子育て家庭への経済的支援	子育て家庭への経済的支援として、児童手当などの各種手当や幼児教育・保育の無償化を推進します。
	子育て支援ネットワーク・交流の場づくり	雨の日でも過ごせ、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。

基本目標2 親と子の健康の確保と増進

主要課題	子どもや母親の健康づくり	妊娠出産から子育て期まで切れ目のない支援体制を整備します。各種健診・相談・予防接種の充実を図ります。地域医療と救急医療体制の充実を図ります。
	食育の推進	食への意識が希薄になり、食文化や食の安全性が失われつつあるため、食育を推進します。

基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備

主要課題	学校教育環境の充実	幼保小連携を進め、円滑な接続に取り組み、適切な就学支援を行います。学校、家庭、地域が、それぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築します。特色ある教育を進めるため、英語教育などの先進的な教育を推進します。
	体験・交流活動の推進と活躍の場の創出	豊かな人間性を育む取組と、子どもの意見表明機会、自立や自己実現に向けた取組を推進し、学校教育と連携を図り、子ども体験事業の更なる充実を図ります。
	家庭・地域の教育力の向上	学校と地域の連携による学校支援体制の充実や子どもを地域全体で育む環境の整備を推進します。学校内外の諸問題を抱える子どもや保護者の相談体制の充実を図ります。

基本目標4 安全な子育て環境の整備

主要課題	子どもの見守り体制の充実	子育て世帯が地域の中で見守られながら安心して生活できるよう、地域コミュニティの形成・強化を図ります。交通安全意識の啓発と危険個所の点検、子どもの交通安全対策を実施します。
	子どもの遊び場、居場所の確保と充実	公園や緑地の整備、子どもの活動の場の情報提供を推進します。また、公園施設や遊具の安全管理に努めます。

基本目標5 仕事と生活の調和の促進

主要課題	働き方の見直しによる子育て環境の整備	職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同参画に関する啓発活動を推進します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備と各種休暇制度などの周知を図ります。
	地域・家庭の家事分担等による負担の軽減	性別による固定的な役割分担にとらわれない子育てに向けた取組と、地域における負担軽減の取組を推進します。

基本目標6 誰も取り残されないための支援

主要課題	多様な背景を踏まえた支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯、多子世帯等に対し各種経済的支援や事業の情報提供を行い、多文化共生などの困難を抱える家庭の支援に努めます。
	障がい児等への支援	早期発見に努め、療育、教育における適切な支援を行います。
	児童虐待防止対策の充実	子どもの権利擁護の啓発、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、各機関との連携を図ることで、要保護児童の対策を推進します。

【主な事業(抜粋)】

- 子育て相談（保育所等）事業
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

- 幼児教育・保育の無償化
- 妊婦のための支援給付事業

- 育児相談・ワイワイサロン事業
- ファミリー・サポート・センター事業

- 妊産婦健康診査
- 新生児訪問相談

- 離乳食指導 ●乳幼児栄養相談

- 個に応じた多様な指導方法の充実
- 英語指導助手（ALT）の活用

- スポーツ少年団事業
- 地域交流推進事業の実施

- 教育相談体制の充実
- 親子で参加できるイベントの開催

- 社会を明るくする運動の推進
- 関係機関との連携による防犯活動の実施

- 公園の管理
- 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

- 育児休業法の啓発
- ワーク・ライフ・バランスの推進

- 両親学級 ●男性が参画するための支援

- 経済的支援の実施
- ひとり親家庭交流事業

- 障がい児保育 ●特別支援教育の充実

- 要保護児童等対策地域協議会
- 各種関連事業の連携強化

子ども・子育て支援事業計画

- 将来の子どもの人数の推計
- 教育・保育提供区域の設定
- 量の見込みと確保方策

【幼児期の学校教育・保育】

- ・ 1号認定（3～5歳の教育利用）
- ・ 2号認定（3～5歳の保育利用）
- ・ 3号認定（満3歳未満の保育利用）

【地域子ども・子育て支援事業(抜粋)】

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園型預かり保育）
- ・一時預かり事業（幼稚園型預かり保育以外）
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・妊婦健康診査事業
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・産後ケア事業
- ・乳児等通園支援事業

- 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

子ども・子育て支援事業計画の概要

【幼児期の学校教育・保育】

1号, 2号認定

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、労働等の理由で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

1号認定	令和7年度	令和11年度	単位
量の見込み	36	28	人
確保方策	70	70	

2号認定	令和7年度	令和11年度	単位
量の見込み	95	76	人
確保方策	128	128	

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、労働等の理由で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

	令和7年度	令和11年度	単位
量の見込み	82	72	人
確保方策	104	104	

【地域子ども・子育て支援事業(抜粋)】

延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間で、保育所、認定こども園等において、引き続き保育を実施する事業

	令和7年度	令和11年度	単位
量の見込み	115	95	人
確保方策	130	130	

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等による留守家庭の小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館等で適切な遊び及び生活の場を与えることで、健全な育成を図る事業

	令和7年度	令和11年度	単位
量の見込み	116	110	人
確保方策	120	120	

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	令和7年度	令和 11 年度	単位
量の見込み	1,291	1,162	人回
確保方策	1,291	1,162	

一時預かり事業

在園児を対象とする幼稚園型預かり保育

幼稚園在園児を対象とし、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業

幼稚園型預かり保育以外

日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に子どもを預けることができる事業

在園児	令和7年度	令和 11 年度	単位
量の見込み	2,332	1,808	人日
確保方策	2,800	2,800	

在園児以外	令和7年度	令和 11 年度	単位
量の見込み	849	705	人日
確保方策	850	850	

妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

	令和7年度	令和 11 年度	単位
量の見込み	120	120	人
確保方策	120	120	

産後ケア事業

産後のケアを必要としている人に対して、原則5日以内で心身のケアや育児のサポートを行う事業

	令和7年度	令和 11 年度	単位
量の見込み	27	27	人日
確保方策	30	30	

乳児等通園支援事業

保育所などの施設において、満3歳未満の者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに、当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業（令和8年度より事業化予定）

0歳児	令和8年度	令和 11 年度	単位
量の見込み	12	12	人日
確保方策	12	12	

1歳児	令和8年度	令和 11 年度	単位
量の見込み	5	5	人日
確保方策	5	5	

2歳児	令和8年度	令和 11 年度	単位
量の見込み	9	8	人日
確保方策	9	8	



第3期
利根町子ども・子育て支援事業計画【概要版】
令和7年3月

発 行	茨城県利根町
編 集	利根町子育て支援課 〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川 841 番地1
電 話	0297-68-2211(代表)
F A X	0297-68-6910